## 岩手県告示第124号

平成23年1月7日付け岩手県報第11029号登載保安林の指定施業要件の変更予定(平成23年岩手県告示第9号)の内容について森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成23年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨
  - (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 八幡平市高畑88の2、88の7、88の115、88の117、88の120、88の127、88の139、88の146、扇畑218、224の10、224の28、224の38、224の62、224の64、224の127、224の135から224の137まで、224の28
  - (2) 所在が不分明である通知の相手方 大森荘治、勝又定夫、勝又佐太郎、斉藤酉藏、齋藤博光、齋藤真樹、斉藤義身、佐々木和雄、関昭男、関市太、関榮次郎、関正一郎、関千太郎、関民雄、関長吉、関德次郎、関利行、関知巳、関酉松、関与一郎、関与吉、関嘉治郎、関若松、立花春藏、畠山金四郎、畠山善治
- 2 通知の内容を掲示した場所 八幡平市役所